

予約利用の手引き（令和9年度予約分）

予約利用とは

福岡市における音楽・演劇等の文化活動の中核を担う実績のある団体を育成し、その成果を公演等により市民に広く還元することによって、福岡市の芸術文化を向上させることを目的として行っている制度です。

年度（4月1日～翌年3月31日）を単位とした「予約利用」という制度を設けています。（但し、一定の資格制度があります。）

「予約利用」には、1：定期的な活動を行う団体を対象にした“定期利用”と
2：公演前等に一定期間まとまった練習を行う団体を対象にした“長期利用”の2種類があります。

利用団体の資格制度

申込みできるのは下記の資格を全て満たす団体に限られます。資格審査の結果、利用を認められない場合がありますのでご注意ください。

- 1：市内に事務所（代表者宅を含む）を有する団体
- 2：月2回以上の定期練習を行っている団体
- 3：市内で年1回以上の公演を行っている団体
- 4：本練習場以外に優先的に利用できる練習場を確保できないこと
- 5：年間を通じた活動計画がほぼ決まっていること
- 6：福岡市音楽・演劇練習場使用料を納期限までに支払っている団体

利用の制限について

上記の資格をすべて満たす団体であっても、次のいずれかに該当する団体については、原則として利用を認めないことといたします。

- 1：過去において、福岡市音楽・演劇練習場条例及び同条例施行規則に反する行為を行ったと認められる団体、又はその恐れがある団体
- 2：過去において、福岡市音楽・演劇練習場運営要綱に規定する予約利用の許可を受けているのに利用の取り止めが著しく多かったと認められる団体
- 3：予約利用の期間中に福岡市音楽・演劇練習場使用料を納期限までに支払われなかった団体
- 4：その他、利用調整委員会が不適切と認める団体

定期利用について

定期利用の対象となる施設は下記のとおりです。

中練習室 1・2・3・4・5・6 小練習室 7

用途については、別紙「練習室での利用用途」のとおりです。

《注意事項》

- * 申込みは一つの団体につき、一つの練習室に限ります。
- * 年間を通じて、月2回以上の利用を行うことが必要です。
- * 利用は一週間に1回までで、1日に（午前）（午後）（夕方）（夜間）の各時間区分の内の連続した2区分以内です。
- * 申込みの状況によっては、希望の日時がとれない可能性がありますので、あらかじめご了承ください。
- * 定期利用が認められた場合でも、利用申請後に施設の改修工事・メンテナンス等により、申請を取り消していただく場合がありますので、ご了承ください。

長期利用について

長期利用の対象となる施設は下記のとおりです。

中練習室 1・3・6

用途については、別紙「練習室での利用用途」のとおりです。

《注意事項》

- * 8日以上連続して利用する場合に限ります。（最大30日以内）
- * 利用は、1日に（午前）（午後）（夕方）（夜間）の各時間帯区分の内の1区分です。
- * 利用日時が確定していない場合は資格審査のみとなります。この場合、利用日時が確定次第、一般申込みが始まる前（利用日の4か月前）までに申請書を提出して下さい。
- * 申込みの状況によっては、定期利用団体の利用状況を踏まえ、利用調整委員会で調整・決定します。
- * 長期利用ができるのは、原則として一団体につき1年間に1回のみです。
- * 長期利用が認められた場合でも、利用申請後に施設の改修工事・メンテナンス等により、申請を取り消していただく場合がありますので、ご了承ください。

定期利用団体の決定について

(1) 利用調整委員会

予約利用についての資格審査及び利用の調整等をするため、福岡市千代音楽・演劇練習場利用調整委員会（以下、「利用調整委員会」という。）を設置します。

利用調整委員会では、

- ① 予約利用申込団体の資格審査
- ② 予約利用申込団体の評価
- ③ その他必要な調整

を行います。

(2) 定期利用団体決定の流れ

① 資格審査

団体からの応募書類について、前述の「利用団体の資格制度」を満たしているか確認します。

② 評価

資格審査を通過した団体の応募書類を、利用調整委員会が下記の基準に基づいて総合的に評価します。評価が上位の団体の希望から優先し、下記に示す上限の範囲で、定期利用枠と楽器庫の利用を決定します。

同順位の団体間で優先順位をつける必要がある場合は、抽選により決定します。

【評価の基準】

- 過去の公演実績（公演会場規模、回数、市内での実績）
- 今後の公演計画（公演会場規模、回数、市内での計画）
- 福岡市文化芸術振興計画に貢献する実績や計画がある【加点要素】
- 前年度の計画と実績が相違している【減点要素 ※前年度定期利用許可団体のみ】
- 前年度定期利用の許可された枠をキャンセルしている【減点要素 ※前年度定期利用許可団体のみ】

【上限の範囲】

- すべての曜日、利用時間で、用途（音楽・舞踊等）毎に一般利用者用に必ず一つは練習室を確保することとします。
- 以下の通り、全体の利用枠に占める定期利用の割合に一定の上限を設けます。

枠数＝部屋数（7）×時間区分（4）×4週※水曜日のみ3週

曜日	定期利用率の上限 (参考：現在値)		すべての曜日、利用時間で、用途（音楽・舞踊等）毎に、定期利用で全ての部屋を占有せずに、必ず一般利用者用に一つは部屋を確保
月	20% (7.1%)	22/112 枠 (8/112 枠)	
火	20% (7.1%)	22/112 枠 (8/112 枠)	
水	20% (14.3%)	16/84 枠 (12/84 枠)	
木	20% (13.4%)	22/112 枠 (15/112 枠)	
金	20% (1.8%)	22/112 枠 (2/112 枠)	
土	40% (35.7%)	44/112 枠 (40/112 枠)	15% (13.4%) 113/756 枠 (101/756 枠)
日	40% (14.3%)	44/112 枠 (16/112 枠)	

(3) スケジュール

- | | |
|----------------------------|------------------|
| ① 募集の周知 | 令和8年8月1日 ~ 8月31日 |
| ② 応募書類の受付 | 8月6日 ~ 9月6日 |
| ③ 募集説明会 | 8月16日・18日 |
| ④ 利用調整委員会 | 10月初旬 |
| ⑤ 定期利用団体決定会（同順位団体は抽選会も兼ねる） | 10月中～下旬 |

(4) 定期利用団体の募集手続

① 応募書類の受付

応募時に次の書類を施設持込、電子メール、郵送のいずれかで提出してください。

- ・ 定期利用申込書（様式1）
- ・ 活動実績（様式3）
- ・ 年間活動計画（様式4）
- ・ 団体規約
- ・ 昨年の活動実績がわかるもの（パンフレット・チラシ等）

応募書類については、次のとおり受け付けます。

受付期間： 令和8年8月6日（木曜日）～ 9月6日（日曜日）※必着

受付先： 千代音楽・演劇練習場（パピオ・ビールーム）

10時00分～20時00分

② 募集説明会の開催

募集要項に関する説明会を次のとおり2回開催します。（両日とも同様の説明内容です。いずれかにご参加ください。） 参加申込書（様式5）に必要事項を記入のうえ、施設持込、電子メール、郵送、F a x のいずれかでお申し込みください。

募集説明会に参加しない場合でも、応募は可能です。

開催日時： 1回目 令和8年8月16日（日曜日） 10時30分から11時30分

2回目 令和8年8月18日（火曜日） 19時00分から20時00分

開催場所： 千代音楽・演劇練習場（パピオ・ビールーム）

1回目 中練習室3、2回目 中練習室1

参加人数： 各団体 2名以内とする。

申込先： 千代音楽・演劇練習場（パピオ・ビールーム）

申込期限： 令和8年8月15日（土曜日） 20時00分まで

③ 定期利用団体決定会（同順位団体は抽選会も兼ねる）の開催

定期利用団体決定会の開催は、日程が決まり次第、応募した団体へ開催通知を郵送します。なお、全ての予約利用申込団体に必ず参加していただきます。

長期利用団体の決定について

(1) 長期利用団体決定の流れ

① 資格審査

団体からの応募書類について、前述の「利用団体の資格制度」を満たしているか確認します。

② 決定方法

定期利用団体の利用状況を踏まえ、利用調整委員会で調整・決定します。

(2) スケジュール

① 募集の周知

令和8年8月1日 ~ 8月31日

② 応募書類の受付

8月6日 ~ 9月6日

③ 利用調整委員会

10月初旬

④ 決定通知の送付

10月中～下旬

(3) 長期利用団体の募集手続

① 応募書類の受付

応募時に次の書類を施設持込、電子メール、郵送のいずれかで提出してください。
・長期利用申込書（様式2）

応募書類については、次のとおり受け付けます。

受付期間： 令和8年8月6日（木曜日）～ 9月6日（日曜日）※必着

受付先： 千代音楽・演劇練習場（パピオ・ビールーム）

10時00分 ~ 20時00分

② 決定通知の送付

長期利用の許可が決まり次第、応募した団体へ決定通知を郵送します。